第49号議案

中間市子ども・子育て会議条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 地域において子育ての支援を行う者
 - (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
 - (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の 過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、子ども・子育て会議の委員及び臨時委員の中から会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会において準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」と あるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。 (会議の公開)
- 第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(庶務)

- 第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。 (委任)
- 第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会 長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
 - (中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部改正)
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
 - 第1条第18号を次のように改める。
 - (18) 中間市子ども・子育て会議の委員

別表第2中

国民健康保険運営協議会の委員 4,200 円 情報公開・個人情報保護審査会の委員 4,200 円 を

Γ

国民健康保険運営協議会の委員	4, 200 円	
中間市子ども・子育て会議の委員	4, 200 円	に
情報公開・個人情報保護審査会の委員	4, 200 円	

改める。